

インターネット上の違法・有害情報への対応に関する検討会第3回議事要旨

- 1, 日時 平成20年1月29日(火) 16:00~18:00
- 2, 場所 中央合同庁舎7号館金融庁13階共用第1特別会議室
- 3, 出席者 (敬称略)

(構成員)

西野 茂生 (五十嵐構成員代理)、岡村 久道、加藤 秀次、岸原 孝昌、木村 た
また、桑子 博行、国分 明男、小林 洋子、斎藤 誠、坂田 紳一郎、関 聡司、
高橋 信行、高橋 正夫、竹之内 剛、立石 聡明、田野 弘、長田 三紀、田端 敦
美 (中山構成員代理)、長谷部 恭男、春田 真、細野 博文 (平澤構成員代理)、
別所 直哉、堀部 政男、松山 隆司、丸橋 透、山口 英、吉川 誠司

(オブザーバー)

内閣官房IT担当室内閣参事官、内閣府政策統括官付参事官(青少年育成担当)、
警察庁情報技術犯罪対策課長、経済産業省情報経済課長、文部科学省青少年課
長

(総務省)

寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務課長、
谷脇事業政策課長、黒瀬データ通信課長、佐藤消費者行政課長、吉田消費者行
政課企画官、岡村消費者行政課長補佐、内藤消費者行政課長補佐、石井消費者
行政課長補佐

4, 議事

(1) 開会

(2) 議題

(i) 構成員の追加について

事務局

(ii) 有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)に関する今後の取組

坂田 紳一郎 社団法人電気通信事業者協会 専務理事

(iii) 違法・有害情報対策としてのフィルタリング

別所 直哉 ヤフー株式会社 CCO (最高コンプライアンス責任者)
兼法務部長

(iv) フィルタリング原則化について

関 聡司 楽天株式会社 渉外室室長

(v) ソーシャル・ネットワーキングサービス「mixi」のサービス概要
—サイト概要と運営者としての取り組み—

笠原 健治 株式会社ミクシィ 代表取締役社長

(vi) 中間報告取りまとめに向けたスケジュール
事務局

(3) 閉会

5. 議事概要

(1) 開会

(2) 議題について

(i) 構成員の追加について

社団法人日本PTA全国協議会の加藤副会長及び社団法人全国高等学校PTA連合会の高橋会長の両名が新たに構成員に加わることにつき了承。

(ii) 有害サイトアクセス制限サービス(フィルタリングサービス)に関する今後の取組

資料3に基づき、坂田構成員より説明。その後、以下のやりとり。

○ 資料3 P8に「掲示板等にアクセスできなくなる可能性がある」と書いてあるが、これはキャリアによってはアクセスできてしまう場合もあるということか。もしアクセスできる可能性がないのなら、「アクセスできなくなります」と断言した方がよいのではないか。

→○ 提供されるフィルタリングの内容がキャリアによって異なるため、断言せずに「可能性がある」との表現にされたものと思う。最終的には各事業者において適切な表現で周知が行われるものと思う。

○ 現在導入が進められているフィルタリングは使い勝手も悪く、万全のものとはなっていない。より利便性の高いフィルタリングとなるよう整備してほしい。一方で、すでにフィルタリングの原則導入が始まっている以上は、総力をあげて周知に励んでいただきたい。

→○ 児童の被害が多発している状況を受けて早急な対応を迫られたため、フィルタリング導入の促進を優先したもの。フィルタリングの中身がきめ細かなものになることを待っていては普及も進まないと考えた。周知については、フィルタリングの認知度を高め、その意義をご理解いただ

いたうえで使用するか否かの判断をしていただけるよう、様々な形態で取り組んでいきたい。

- キャリアが採用しているフィルタリングポリシーは三社ともほぼ同様で、基本的に掲示板やコミュニティサイトにはアクセスできない。アクセスできる可能性があるとすれば、フィルタリング会社が見落としている場合。また、フィルタリングの意志確認を適切に行なうために、各事業者の同意書等のフォーマットを統一できないか。なお、一点報告だが、資料3 P 8の注意文言についてMCFより意見を述べさせていただいた。
- 個々のサイトがフィルタリングの影響を受けるかどうかを店頭で確認することはできないか。
- ソフトバンクモバイルでは、店頭でフィルタリングによって閲覧が制限されてしまうサイトの代表例一覧をお見せする予定。
- 店頭で設置した端末で実際にアクセス可能かどうかを試すことはできないか。実際にフィルタリングを設定してみると予想外のサイトが使えなくなったため即座に解除するということが頻発しかねない。また、フィルタリングについて正確な理解を広めないと、未成年の側も混乱する。フィルタリングの対象についても、サイト全体が閲覧できない場合もある一方、サイトの一部のページのみが対象とされる場合もあり、統一されていない。総じて、徒に導入を進めるだけでは、結果的にフィルタリングが利用されなくなるのではないかと危惧している。
- 店頭での試用は今のところ予定していないが、持ち帰って検討させていただく。
- ブラックリストにより制限されるサイトは日々変化しており、有料サイトもかかる場合がある。フィルタリングの対象が変わる場合には、フィルタリング会社から連絡を受けた通信事業者からコンテンツ配信者に連絡していただきたい。
- フィルタリングによって閲覧が突如制限されると解約もできなくなるのか。有料サイトの場合、課金はどのような扱いになるのか。この辺りを丁寧に説明しないと、トラブルに発展するのではないか。
- 有料サイトの閲覧が制限された場合は、解約受付専用ページを別途用意する予定。新たにフィルタリングの対象となる場合には、関係者への事前の周知を徹底する。
- KDDIでは、フィルタリングの対象とされたサイトに登録していた場合には、自動的に解約されることとなる。
- NTTドコモでは、解約専用ページを設けて対応する予定。

(iii) 違法・有害情報対策としてのフィルタリング

資料4に基づきヤフー株式会社の別所CCO（最高コンプライアンス責任者）兼法務部長より説明（質疑応答はミクシィの説明終了後）。

(iv) フィルタリング原則化について

資料5に基づき、楽天株式会社の関CEOオフィス渉外室室長より説明（質疑応答はミクシィの説明終了後）。

(v) ソーシャル・ネットワーキングサービス「mixi」のサービス概要
—サイト概要と運営者としての取り組み—

資料6に基づき、株式会社ミクシィの笠原代表取締役社長より説明。その後、以下のやりとり。

- ユーザ参加型のコンテンツを配信する場合は、管理者が適切に管理しなければならないと考えている。海外においては、相当のコストをコンテンツの管理に費やしていると聞く。差し支えなければ、各コンテンツ提供者に、運営しているウェブサイトの管理にどの程度の人員等を注いでいるのかお伺いしたい。
- 弊社は多様なサービスを提供しており、端的に数字を回答することは難しい。
- 約60名の人員を割くとともに、一部はアウトソーシングしている。
- 弊社もヤフー同様、多様なサービスを展開しており、一概にはお答えできない。
- ユーザの参加により刻々と変化するコンテンツを対象としている以上、適切に管理しないと突然危険性のあるサイトが変わるということが実際にある。適切な管理がなされていない場合があるために、ユーザ参加型のサイトには一律にフィルタリングをかけようという話になってしまうのではないか。
- 弊社は、監視人員数は現在約100に達し、300人体制を目指して拡充を図っているところ。また、人の手による監視のみではなく、システム面での対応も講じている。コンテンツ提供者として一定程度の規模と自覚をもって運営を行っており、そういった措置を講じていないサイトと同一に扱われることには不満を感じている。
- 有料サイトが閲覧制限の対象となった場合には解約ページが用意される等の対応がなされるとのことだが、それは公式サイトに限ったものか。
- 然り。
- 有料であっても非公式サイトの場合には解約すらできなくなる。また、無料サイトであっても、利用者が積み重ねてきたコンテンツに影響が出る。こういった点についても事前の周知を徹底しないと、トラブルが多発する

ことや、突然利用者に不利益が及ぶことが危惧される。

- フィルタリングの対象とされた場合の免責規定を設けている例はほとんどない。閲覧ができなくなったことに起因する損害をサイト事業者に請求された場合、最終的に誰が責任を負うことになるのか、議論が必要ではないか。
- ご指摘の点については、持ち帰って検討し、対応を考えたい。
- 新規契約については、既存の契約というものが想定されないので、問題になりにくい。また、PC等で利用していたコンテンツであれば、携帯電話からの閲覧が制限されてもご指摘の問題は生じないと考えられる。既存の契約者の場合であっても、一定の意思確認を行い、一定のプロセスを経たうえでフィルタリングが設定されるのであるから、これからの周知期間に丁寧に周知していただければよい話なのではないか。
- キャリアからすると、非公式サイトの内容やビジネスモデルをすべて把握することは不可能であり、対応は周知徹底に限らざるを得ない。
- 昨年12月に総務大臣よりキャリア各社に要請がなされ、フィルタリングの導入促進に向かって動き出しているところであり、当面は可能な範囲でコンセンサスを得られるよう議論していきたい。周知の方法については、消費者の反応も踏まえ、検討していただきたい。特に代理店についてもきちんと対応していただきたい。また、公正競争の確保という論点も指摘されており、併せて考える必要がある。青少年保護対策として、フィルタリングは有効なツールの一つではあるが、利用者への啓発も重要な意味をもつ。今後の取りまとめにつき、事務局の考え方を伺いたい。
- 各構成員からいただいた様々な立場からの意見について、可能な限り整理し、中間取りまとめとしてお示ししたい。なお、公正競争の確保についても重要な論点だと考えており、中間取りまとめに向けて議論頂ければと考えている。

(vi) 中間報告取りまとめに向けたスケジュール

資料7に基づき、事務局より説明。その後以下のやりとり。

- 検討会の中間取りまとめとしてまとめられる以上、キャリアにおいてそれを前提とした対応がなされることを期待する。当方としては、ホワイトリスト方式の対象についてキャリアが選別しているという点に問題意識を抱いている。
- 検討項目として、例えば子どものアクセス履歴を親子で確認し、親子間での話し合いを促すなど、フィルタリング以外の有効な施策についても加えていただきたい。また、現在予定されているフィルタリングの契約形態について、法的問題点がないのかも議論が必要ではないか。

- フィルタリングに関して詳しく内容を理解している保護者はほとんどいない。もし公表可能な資料をPTAの総会等で案内できれば、各地のPTAを通じて全国の保護者に情報提供できると考えており、この点ご相談申し上げたい。また、その過程で保護者から意見があれば、集約して検討会の場でも披露していきたいと考えているが、いかがか。
- 周知活動は非常に重要だと考えている。ご提案につき、事務局として相談のうえ、前向きに進めたいと思う。

(vii) 次回会合は2月27日(水) 10:00~12:00の予定。

(3) 閉会

(以上)